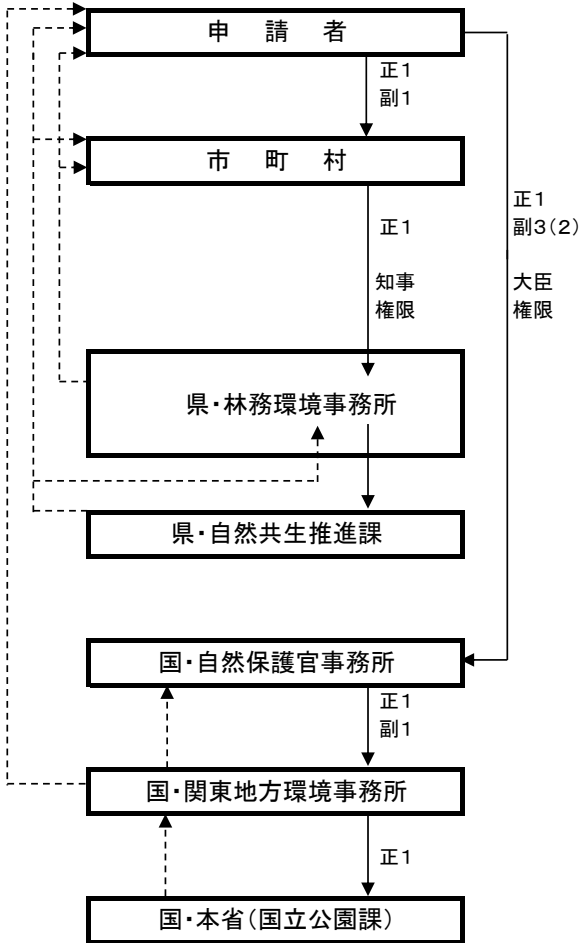
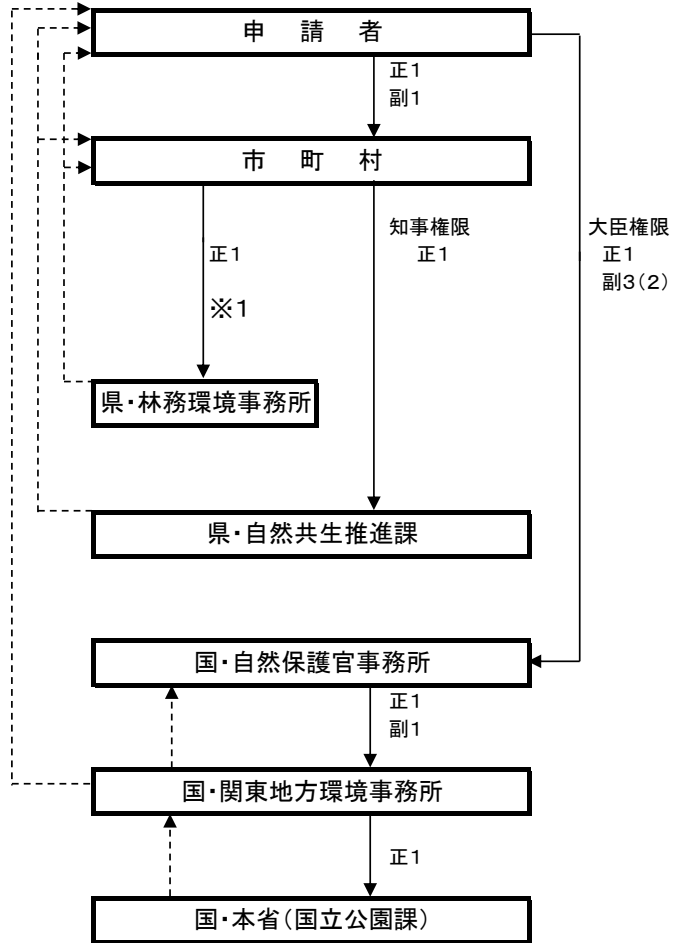


許認可申請書等の進達及び交付ルート

1. 富士箱根伊豆国立公園の場合



2. その他の自然公園の場合



→ 申請書進達ルート
← 指示書等交付ルート

- 正__ 正本提出部数
副__ 本省決裁の場合の副本提出部数
() 地方環境事務所長専決の場合の副本提出部数
[] 知事権限の場合の副本提出部数

- ※1
- ・特別地域内における仮設工作物の新築、改築又は増築の許可申請
 - ・特別地域内における配電線路等の新築、改築又は増築の許可申請
 - ・普通地域内における行為の届出

- (注意)
- ・知事権限の場合、申請書提出部数は2部とする。
 - ・知事権限の場合、行為者が国、山梨県の場合であっても、市町村への申請書の経由を行うものとする。
 - ・知事権限の場合、行為地が複数の市町村にまたがる場合には、全ての市町村を経由する。